

医療情報取得加算について

当院はオンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報・特定
検診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

診療情報取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

上記の体制により、2024年6月より医療情報取得加算として、以下の点数を算定
します。

【医療情報取得加算】

初診時 1点（月1回に限る）

再診時 1点（3月に1回限り算定）

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

令和6年4月

総泉病院
